

令和8年4月1日から下水道使用料を改定します

問い合わせ 上下水道課 ☎ 076 (283) 7106

《改定の背景》

●下水道事業の経営状況

近年下水道使用料の収入は、ほぼ横ばいとなっています。支出については、燃料費などの物価高騰、老朽化した施設等の修繕や更新にかかる費用のほか、地震などの災害に備えるための耐震化費用が増えることが見込まれており、経営環境は極めて厳しい状況にあります。

●上下水道料金等検討委員会の開催

令和7年6、7月に「かほく市上下水道料金等検討委員会」を開催し、これから5年間の経営状況について審議が行われました。

下水道使用料については、現在使用料収入で費用が賄えていないことや、今後も改善が見込めないことから『使用料の改定はやむを得ない』と、答申書が提出されました。しかし、大幅な引き上げは使用者に著しく重い負担がかかることから、経費回収率※80%を目安とした改定を検討するよう提言されました。

※経費回収率とは...

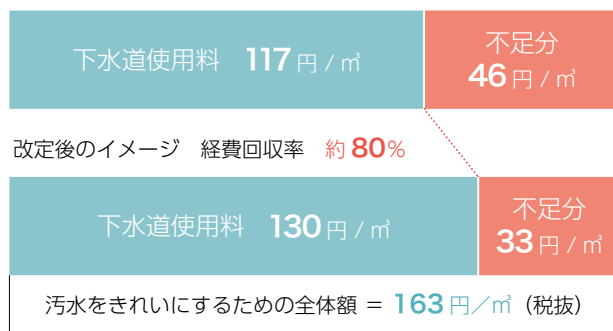
汚水をきれいにするための費用を、どの程度下水道使用料で賄えているかを示した指標

●汚水をきれいにするためにかかる費用（令和6年度決算）

下水道事業については「独立採算」が原則であり、汚水処理にかかる費用については、全て使用料収入で賄うこととされています。

本市の汚水処理にかかる費用は、1㎡あたり約163円で、そのうち下水道使用料収入で賄われているのは約72%（約117円）です。残りの約28%（約46円）は、市の税金で補填されている状況です。

現在 経費回収率 約72%



※令和6年度数値で算出したものであり、実際の改定額とは異なります。

《改定の内容》

●基本料金および1㎡あたりの単価を見直します。

【改定前（令和8年3月まで）】 1カ月につき（税抜）

用途区分		使用水量	金額
一般用	基本料金	～8㎡まで	840円
	従量料金 (1㎡あたり)	9～50㎡	115円
		51～100㎡	125円
		101㎡～	135円
公衆 浴場用	基本料金		
	従量料金 (1㎡あたり)	1㎡～	40円

●令和8年4月使用分（5月請求分）から改定します。

【改定後（令和8年4月から）】 1カ月につき（税抜）

用途区分		使用水量	金額	増加額
一般用	基本料金	～8㎡まで	960円	120円
	従量料金 (1㎡あたり)	9～50㎡	140円	25円
		51～100㎡	150円	25円
		101㎡～	160円	25円
公衆 浴場用	基本料金			—
	従量料金 (1㎡あたり)	1㎡～	50円	10円

●改定後の下水道使用料の計算方法 例：1カ月で水量20㎡使用した場合

基本使用料：960円 + 従量料金：12㎡ × 140円 = 下水道使用料：2,640円（税抜）

※上記金額に消費税が加算されます。